



新勤評反対訴訟団ニュース 第18号

08年 1月25日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目3-3
星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

次回法廷では教職員評価システムの 違法性・不当性を徹底的に追及します。

第7回法廷 2月5日(火)午後4時30分～

大阪地方裁判所202号法廷 4時15分に1階ロビー集合

法廷後集会 5:15～6:15pm 中央公会堂3階小集会室

第8回法廷 2月19日(火)午前10時(予定)証人尋問です。

山場にきた裁判に最大限の結集をお願いします。

12月27日の法廷報告(別掲)にあるように、裁判長の裁判を急がせる訴訟指揮によって2月5日(火)の第6回法廷に加えて、19日(火)に1日かけて証人調べの法廷が開かれることになりました。私たちの評価・育成システムの違法性を訴えた裁判も最大の山場を迎えました。私たち訴訟団はこの2月の法廷の中で大阪府の不当性、違法性を立証し、さらに徹底審議をと考えています。

10月の裁判での「システムは教育への不当支配である」、12月裁判での「法的に見てシステムは違法である」という立証に続いて、今回の裁判ではシステムの違法性を全面的に追及したいと思います。本来、製造業などの「マニュアルや上司の指示に基づいて仕事をする職種」に目標を理解させ、育成するための「上司との1対1の面接による目標管理」のシステムを、なぜ職務の特質が全く異なる教職員の業績評価に用いるのか、それは教職員を行政・校長の目標に従わせるためとしか考えられません。さらに、その強制に従わない自己申告票不提出者に対する昇給0査定、勤勉手当減額は形を変えた懲戒に他ならないことを裁判所に示します。被告大阪府は、前回の裁判で私たちの準備書面に対する反論を行いました。しかし、それは「旧教育基本法の『不当な支配』の主語は組合のことであるのに、日教組が逆手にとって行政の支配に反対したのが対立の原因だ。新教育基本法は法律に基づけば行政がどんなことでもできると決定している。決着をつけた」とトンデモない主張を引用したり、「府教委の業績主義は民間の成果主義とは違う」と言いながらベネッセ教育研究所所長や民間の成果主義賃金を進める社会経済生産性本部経営開発部主任の論文を引き合いに出して、こちらの言うことに全面的に賛成ですと臆面もなく主張しています。この「反論」についても厳しく批判したいと思います。

これまで皆様のご支援で傍聴席を満席にして大阪府に圧力をかけ続けています。今回日程は年度

末で非常に傍聴参加に苦しい時期だと思えます。しかし、今回、次回の法廷は新勤評反対裁判の結果を左右する、また同時に日本の教育の未来を占う非常に大事な法廷です。是非、万難を排しての結集をお願いします。

1月14日 第3回原告団・弁護団会議報告

裁判勝利に向けて、訴訟団の対応と

原告団の結束、一層の運動強化を確認

裁判長が2月に証人尋問の実施の日程変更に応じなかったことを受けて、原告団は1月14日に原告団会議を開きました。会議には弁護団の参加も得て、約70名の原告が参加し、今後の方針を確認しました。簡単な報告を行います。

まず弁護団は、年末の裁判では裁判長の訴訟指揮からは、早期結審を狙っている感じが見えた。しかし、裁判はいまやシステムと本質的なところで対決している。全力で主張を展開し、さらに立証を強め、反論できないようにしていこう、と呼びかけました。

そして、第1に、証人尋問に向け原告団から4人の証人を立て、システムが不当、違法なものである事の実証に全力をあげることに、大阪府側の証人に徹底的な反対尋問をおこなう準備をしていること。第2に、システムの違法性、不当性をさらに全面的に追及する第8準備書面を提出すること。第3に、昨年6月と12月の勤勉手当の不当な減額に対して、新たに損害賠償と慰謝料の請求を付け加えること。第4に、自己申告票の提出強制などで直接の対象である大阪市、各市町村を被告とする新たな裁判を提訴し、大阪府を被告とする裁判に併合することを提起しました。

原告団会議は、裁判の現段階をどう見るのか、システムの根本的欠陥をどう論証するか、また今回提起された方策がどのような意味を持つのか、今後の訴訟団の闘いをどうするか等々について議論をし、弁護団からの提案を確認しました。そして、2月の裁判を全力で戦い抜き、さらに3月、4月以降に引き続く闘いを作り出し、その過程でさらにたくさんの人々に原告として裁判闘争に参加してもらうよう呼びかけることを確認して会議を終わりました。

市町村教委、校長がシステムの弊害を告白している

- - 府教委が隠していた評価・育成システムについての

校長・教委アンケート調査 - -

大阪府教委は2004年度のシステム本格実施以降、府立学校長および市町村教育委員会を対象に「評価・育成システム」の実施状況についてのアンケート調査を行っています。私たち新勤評反対訴訟事務局ではこのアンケート結果の一部を入手しました。当初、府教委は自らのアンケート集約結果だけを公表し、私たちが求めたアンケート回答用紙そのものの公表を拒否しました。私たちは府の情報公開審査会に異議申し立てを行い、ようやく各市町村の回答については開示させることに成功しました。

私たちが入手したアンケートはシステムの給与反映直前の2006年8月に行われた「2005年回答」と、給与反映が始まった2007年10月以降に行われた「2006年回答」です。質問の項目中「9 学校運営にマイナスの影響」という項目に絞って紹介します。なぜなら、ここに現場の校長たち、教育委員会の担当者の不満や悲鳴が集中して表現されているからです。なお、府教委は「2

005年回答」以前のものについて「破棄して存在しない」と答え、また、「2006年回答」では開示請求を意識して「マイナスの影響」という質問項目そのものを無くしてしまい、システムに対する現場の不満が直接公表されにくいようにしたようです。しかし、「2006年回答」には「システムを改善した方がいい」の項目に、校長、教委の不満が集中しており、システム強行、とくに給与反映の強行に職員の強い反発があり、それを校長が非常に強く感じていることを示しています。「ほとんどの教職員に受け入れられている」と言う府教委の主張が全くでたらめであることが明らかです。その内容について、紹介します。（裁判にも内容は提出する予定です）

4割がマイナス影響を危惧（05）、2割が「理解が進まず」、約半数が「改善すべし」と回答（06） - 「受けいられている」（府教委）は本当か。

回答に書かれた「マイナスの影響」を数えると、「2005年回答」では校長の約4割がマイナスの影響があると答えています。また「2006年回答」でも同様に、2割が職員の理解が進んでいないと答え、46%が「改善した方がいい」と回答しています。これが府教委のいう「受け入れられている」という内容なのです。こんな結果を握りつぶして、「システムは受け入れられている」ということこそ、不誠実の極みではないでしょうか。

さらに具体的に内容を見ると、私たちが裁判で問題にした点が驚くほど率直に危惧として表明されています。一部を列挙すると「評価は基準が不明瞭で非常に難しい」「公平さ、客観性が確保されていない」「地域、学校によって評価がばらつく」「市により評価の分布が違い不公平感が拡大」「教職員の全ての教育活動を評価することなどできない」「評価することと育成は相反する面もある」「教師のなかで管理職に見えやすい教育活動に重点を置き、見えにくい地道な活動を軽んじる傾向がでている」「管理職と教職員の信頼関係にマイナス」「少しづつフランクに話しづらくなっている」「職員間の人間関係がぎくしゃくしてきた」「システムそのものに疑問や不信感を持っている教員が多い」等々、書ききれないくらいさまざまに深刻な問題が書かれているのです。

給与反映には校長からも反対意見が集中

とりわけ、校長の反対意見が多いのは給与反映の問題です。「給与反映には反対が強い」「賃金格差に教職員は不満を持っている」など教職員の反対の記述が多いだけでなく、「実施の趣旨は理解するが、給与反映には抵抗感がある」「給与反映を無くすべき」「能力給自体に反対、理解させるのは困難」「給与の差が教職員の意欲減退につながる」「できる限り給与格差を付けない方向で検討」「処遇への反映は、負の要素が大きい」など、システムは公平さや客観性を確保できず、とうてい給与反映できるようなものでないし、給与反映そのものが教職員のやる気を無くさせることを現場の校長自身が訴えています。給与の差を付ければ教職員は校長の言うことを聞くし、校長の言う方向で一生懸命働かろうという府教委の思惑とちがひ、このままシステム強行と給与反映を続けると教育現場への混乱は一層まして、教育活動が阻害されると校長や市町村教育委員会は感じているのです。

12 / 27 第6回法廷・法廷後集会報告

法廷：厳しい訴訟指揮で臨む裁判長 集会：今後の裁判の進め方を熱心に討議。

【1】本格的議論に入るも、裁判長は証拠調べを急がせる



12月27日、第6回法廷が開催されました。年末の慌ただしい中、支える会・支援者の皆様に多数参加していただき、傍聴席は埋め尽くされました。二十数名の方に法廷内に入っていないという事態となったことを、事務局員一同改めてお詫び致します。

法廷は被告側が原告第5準備書面（システムを通じた行政の不当介入を批判した）を「批判」する第5準備書面、原告側は訴状の請求の第1項、第2項の一体不可分性を改めて主張する第6準備書面、及びシステムの、主に地方公務員法第40条1項違反を問う

た第7準備書面を用意し、いよいよシステムそのものとその給与反映の違法性を問うて、大阪府側と四つ相撲を組む局面に入っています。さらに私たち文書公開請求で本件システム実施に関するアンケートを十分な議論の上で証拠調べを、と裁判長に要求しました。

しかし、裁判長は2月5日の第7回法廷、さらに19日一日を使った証拠調べの日程を崩さず、短時間で閉廷しました。

【2】裁判の進め方を熱心に討論 法廷後集会

システムそのものと評価結果の給与反映そのものの不当性を暴露するという、まさに実質論議そのものへ突入した矢先に、裁判長のこの訴訟指揮では裁判の早期の幕引きがはかられるという事態を受け、法廷後集会は150名近い参加者を得て、緊張感に満ちた状態で開催されました。

集会では中島、冠木両弁護士からは、裁判が困難な局面に来たことの指摘があり、さらにこれを取り切って勝訴の可能性を追求するために何ができるかの具体的提案がありました。

次に当日の法廷にも参加いただいた松山大学の内裕和さんに「新勤評訴訟の意義と2007-2008の展望」と題したミニ講演をしていただきました。ここで内氏は教員評価育成システムがまさに改悪教育基本法の実働化の一環であること、さらに改憲・新自由主義に対抗する護憲・社会民主主義勢力の形成・拡張のために、新勤評訴訟と大阪府知事選挙が重要であることを指摘しました。さらに、評価結果の改竄を暴露する定時制高校教諭の陳述人、さらに評価制度が教職員の連携を損ない、子どもを切り捨てることを訴える小学校教諭の陳述人が相次いで立ちました。討論では弁護士提案に対する質問・意見、ILO・ユネスコ共同専門委の訪日に訴訟団としてできることはないかという質問・意見。さらに別の形で進められているもう一つのシステムに対する裁判の現段階の報告等がなされました。

最後に事務局から、この裁判が全国に与える影響は極めて大きいこと、勝訴すれば、これから本実施に向かう全国の教員評価制度に与える影響はきわめて大きいことが、改めて強調されました。

「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>